

## 福島大学基金へのご支援に対する紺綬褒章のご案内

福島大学は、内閣府賞勲局より、公益のために私財をご寄附された方に授与される「紺綬褒賞」の公益団体認定を受けており、寄附者様のご意向を確認のうえ、本学から文部科学省（同省から内閣府へ）に推薦いたします。

なお、寄附者様が外国籍の場合は、文部科学省と外務省における協議を経て内閣府へ提出いたします。

### 紺綬褒章とは

紺綬褒章は、国の褒章制度のひとつで、公益のために私財（個人は500万円以上、法人等は1,000万円以上）を寄附した方に授与される褒章です。）

### 紺綬褒章に該当する条件

#### 個人で受章された方

個人で公益のために500万円以上寄附した方には、以下の授与基準により、①褒章（メダル）、②章記、③木杯が授与されます。

ご寄附の金額	授与されるもの
500万円以上	紺綬褒章、章記
1,500万円以上2,500万円未満	紺綬褒章、章記、木杯第五号
2,500万円以上5,000万円未満	紺綬褒章、章記、木杯第六号
5,000万円以上	紺綬褒章、章記、木杯第七号



①



②



③



④



⑤

※個人で2回以上受章された方は2回目以降は銀製で表面に授与年月日を記す④飾版（銀）のみが授与され、それを綬に附加します。飾版（銀）が5個以上に達したときは、5個ごとに⑤飾版（金）1個と引き換えて授与されます。

#### 法人・団体で受章された方

法人・団体で1,000万円以上寄附した場合には、受章者名を法人・団体とした⑥褒状が授与されます。

ご寄附の金額	授与されるもの
1,000万円以上	紺綬褒章に係る褒状



⑥



FUKUSHIMA UNIVERSITY

## 申請から受章までの流れ（個人）

※法人・団体や遺族追章については別途ご案内いたします。

### ●申請に必要な書類●

#### ①履歴書

本籍（外国籍の方は国籍）、現住所、氏名、生年月日、学歴、職歴、賞罰などをご記載いただきます。

#### ②戸籍抄本（2部）

ただし、外国籍の方は次のとおり。

- ・海外在住：パスポートの写し
- ・国内在住：パスポートの写し及び在留カードの写し

### ●受章までの流れ●

#### 寄附者様（申請者）

必要書類 ①履歴書 ②戸籍抄本

外国籍の方は②に代わり下記書類を提出

- ・海外在住：パスポートの写し
- ・国内在住：パスポートの写し及び在留カードの写し

#### 福島大学

申請書類一式作成、提出

#### 文部科学省/内閣府

審査、閣議

外国籍の方の分は、文部科学省と外務省における協議も加わる

#### 福島大学

褒章到着、伝達

#### ご寄附者様（申請者）

紺綬褒章お受け取り

※手続きは、申請から受章までおおよそ1年程度かかります。

また、閣議決定後、1～2か月ほどで福島大学に届きます。

※受章は、政府官報を通じて発表されます。

※審査は、内閣府賞勲局にて行われます。そのため審査内容・審査結果の理由等についてのご回答、また、受章の確約はできかねますこと、あらかじめご了承ください。

\*お問い合わせ先\*

福島大学基金事務局（総務課校友会・基金支援室）  
〒960-1296 福島県福島市金谷川1番地  
TEL:024-503-4991 FAX:024-548-3180  
E-mail:kikin@adb.fukushima-u.ac.jp